

税務係

軽自動車の異動手続きを忘れずに

軽自動車税は、4月1日現在で軽自動車等を所有されている方（登録名義人）に課税されます。

次の場合は手続きしてください。

- ① 車両置き場の市区町村が変わった場合
- ② 所有者が変わった場合
- ③ 廃車した場合

住所変更

就職や就学などで軽自動車やバイクを持って転出する方は、住民票の異動と一緒に車両の登録住所の変更手続きをしてください。

車両を町内に置いて住民票を移す方は、転出先の住所に納税通知書を郵送しますので納税についてお願いします。また、状況によってはご家族への名義変更や、使用しない場合は廃車することもご検討ください。

名義変更

他人に譲り渡した場合は、名義変更手続きが必要です。変更しなければ、毎年4月1日現在の登録名義人の方に税金がかかります。

亡くなられたご家族の名義である場合も、速やかに手続きをお願いします。

ご注意ください

手続きをしないでそのままにしておくと、実際は既に譲り渡した車両の税金が課税され、後々の手続きが煩雑になります。また、事故等と思わぬトラブルに巻き込まれることもあります。

住所変更や名義変更手続き（原付バイクの場合）

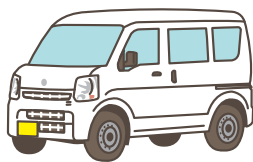
● 住所変更（転出）

立科町で廃車の手続きをしていたとき、その際発行する「廃車受付証」を持参のうえ、転出先の市区町村で登録してください。

● 他人への名義変更

町内の方に譲渡する場合でもナンバープレートの交換が必要です。旧所有者の廃車手続きをしてください。

※その他の車両については、下記を参照してください。



車種	手続き場所（お問合せ先）	必要なもの
原動機付自転車 （排気量125cc以下のバイク）	立科町役場 税務係 （転出先で引き続き使用の場合は転出先の市区町村役場でも可能）	標識（ナンバープレート）・印鑑 廃車受付証又は譲渡証明 等
軽四輪・軽三輪 排気量125ccを超えるバイク	（社）長野県自家用自動車協会川西支部 佐久市望月23-1 電話 0267-53-2531 および販売店等	標識（ナンバープレート）・住民票 印鑑・車検証（軽二輪は届出済証）等

※手続きにより必要なものが異なる場合がありますので、それぞれの手続き場所へお問い合わせください。

新しい風（町長コラム）

38

米村匡人

早いもので新しい年を迎え3ヶ月になります。3月と言えば新たな旅立ちの季節でもあります。それぞれの場面で感じ方も違うと思いますが、誰もが新たな一歩を踏み出すことへの期待と不安を感じていることでしょうか。私は、自分の子ども達の卒園式や卒業式の全てに出席することはできませんでしたが、この4年間は保育園・小学校・中学校・高等学校・大学・専門学校と、新たな旅立ちに立ち会える喜びを与えていただきました。どの会場でも、お父さんやお母さんそして祖父母の皆さんが子どもの成長した姿を目にし、そこに至る様々な喜びや苦労を思い出し、愛おしい眼差しを送られている姿に毎回感動がされました。

最近日本では、子ども達をめぐる悲しい出来事が報道され、国際的にも批判の目が向けられています。立科町の子ども達は多くの方々からの「愛」に包まれて育っていると、保育園や学校を訪問する度に私は感じます。未来を託す子ども達を見守り、育てられる社会を築いて行くのも国や都道府県そして市区町村の役割と考えます。立科町の子も達は立科町皆の子もとして、地域の皆で見守り健やかに育てられる、そういう風土を大切にしていきたいと思っております。